

平成 30 年度（2018 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公 法

A 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 4 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 30 年度（2018 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 以下の文章は、最高裁判所平成 26 年 10 月 23 日第三小法廷判決（民集 68 巻 8 号 1270 頁）からの抜粋である。これを読んで、あとの〔問 1〕〔問 2〕に答えなさい。

「女性労働者につき妊娠中の軽易業務への転換を契機として降格させる事業主の措置は、原則として同項〔男女雇用機会均等法 9 条 3 項〕の禁止する取扱いに当たるものと解される……。

上告人が軽易業務への転換及び本件措置により受けた有利な影響の内容や程度は明らかではない一方で、上告人が本件措置により受けた不利な影響の内容や程度は管理職の地位と手当等の喪失という重大なものである上、本件措置による降格は、軽易業務への転換期間の経過後も副主任への復帰を予定していないものといわざるを得ず、上告人の意向に反するものであったというべきである。それにもかかわらず、育児休業終了後の副主任への復帰の可否等について上告人が被上告人から説明を受けた形跡はなく、上告人は、被上告人から……本件措置による影響につき不十分な内容の説明を受けただけで、育児休業終了後の副主任への復帰の可否等につき事前に認識を得る機会を得られないまま、本件措置の時点では副主任を免ぜられることを渋々ながら受け入れたにとどまるものであるから、上告人において、本件措置による影響につき事業主から適切な説明を受けて十分に理解した上でその諾否を決定し得たものとはいえず、……自由な意思に基づいて降格を承諾したものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するということはできないというべきである。」

〔問 1〕本件は、いわゆるマタニティ・ハラスメントについての裁判例である。マタニティ・ハラスメントの具体例として、本件でいう降格のほかにもどのようなものが存在するかを述べなさい。

〔問 2〕男女の平等やワーク・ライフ・バランスの確保のために、国はどのような対策をすべきか。均等法や育児休業・介護休業法の規定も参考にしつつ、論じなさい。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの〔問1〕〔問2〕に答えなさい。

Y市には建築主事が置かれており、Y市の区域内における建築物について、建築基準法上の特定行政庁は、Y市長である。Aは、25階建て、高さ75メートルの超高層マンション（以下「本件マンション」）を新築するために、Y市の建築主事に建築基準法6条1項の確認の申請をし、Y市建築主事は、建築基準関係規定に適合しているものと認めて、確認済証を交付した（以下「本件建築確認」）。しかし、本件マンションの隣地に居住するXは、本件マンションに係る建築計画は、建築基準法20条に基づき政令で定められた耐震強度を満たしておらず、本件建築確認は違法であると考えており、本件建築確認の取消訴訟を提起することにした。

〔問1〕建築基準法6条1項に基づく建築確認の行政処分としての性質について述べなさい。

〔問2〕下記の記述は、本件建築確認取消訴訟の係属中に、本件マンションの建築工事が完了した場合の訴えの利益に関するものである。その当否について、述べなさい。

「建築工事が完了した場合であっても、本件マンションの建築計画が建築基準関係規定に適合していることを確認する旨の建築確認を取り消さない限り、同法9条1項に基づく是正命令を発することはできないので、訴えの利益は失われない。」

【資料】

○建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（……）、……又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。（以下略）

2～7 （略）

8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。

9 （略）

（違反建築物に対する措置）

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2～15 (略)

(構造耐力)

第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 高さが六十メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。……

二～四 (略)

2 (略)

(罰則)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項……の規定に違反した者

二 第六条第八項……の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者

三～十六 (略)

2 (略)